

令和5年度実施 静岡県立病院機構職員ストレスチェック業務委託に係る質問  
事項に対する回答

質問1	<p>業務委託仕様書の「5 静岡県立病院機構のストレスチェック事業実施体制の(2)」では実施事務従事者を「本部事務部経営管理課職員及び各病院総務担当課職員(実施者を除く。)」としている。</p> <p>本業務の処理にあたっては、弊社社員等が関与するため委託先実施事務従事者が必要となる。</p> <p>上記点については、業務委託仕様書の「8実施計画書等の提出(1)実施計画」のうち「エ 上記イ、ウのほか本業務に従事する者(以下、その他従事者)の氏名」として届け出を行えば、委託先実施事務従事者として関与して良いか。</p>
回答	<p>仕様書8の(1)のエに定める「上記イ、ウのほか本業務に従事する者(以下、その他従事者)」とは、労働安全衛生法第66条の10に定める医師等(※)以外の者で、本業務に従事する者を想定している。よって医師等の資格を持たない者であっても、その他従事者として計画書へ明記があれば本業務に関与することが可能である。</p> <p>※「労働安全衛生法第66条の10に定める医師等」とは、次の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 医師</li><li>二 保健師</li><li>三 検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師</li></ul>